

待機児童向け居宅訪問型保育事業のご案内

港区では、待機児童対策として、認可保育施設等へ入園することができなかつたお子さんを対象に居宅訪問型保育事業を実施しています。

居宅訪問型保育事業とは、0歳児（57日を過ぎた翌月の1日）から2歳児までを対象に、保護者の自宅にベビーシッターを派遣し、1対1の保育を実施する事業です。

運営事業者

事業者名	株式会社ポピンズファミリーケア	株式会社アルファコーポレーション
種別	居宅訪問型事業（認可事業者）	居宅訪問型事業（認可事業者）
事業の名称	ポピンズナニーサービス	アルファ・ナニー
園コード	001202	001203

待機児童向け居宅訪問型保育事業について

過ごし方の例

時間	0歳児	1・2歳児
7:15	引き継ぎ（健康観察） 自由あそび	引き継ぎ（健康観察） 自由あそび
8:00		
9:00	おやつ（幼児食移行後）	おやつ
10:00	室内あそび・戸外あそび 食事準備・離乳食・授乳	戸外遊びや制作遊び
11:00		昼食
12:00	睡眠 授乳	着替え 睡眠
13:00		
14:00		
15:00	おやつ（幼児食移行後）	おやつ
16:00		戸外遊びや制作遊び
17:00	順次保護者の帰宅に伴い引き渡し	順次保護者の帰宅に伴い引き渡し
18:00	（延長の場合） 離乳食・授乳 ゆったりと過ごす 順次引き渡し	（延長の場合） 離乳食・授乳 ゆったりと過ごす 順次引き渡し

※上記の表はあくまで目安であり、ご家庭やお子さんの状況により異なるケースがあります。

※食事やおやつ、飲み物はあらかじめ保護者にご準備していただきます。

※1日の保育内容についてはベビーシッターに一任されますので、ご指定の場所への送迎やお散歩のご指示はできません。

待機児童向け居宅訪問型保育事業の特徴

- ・お子さんお一人に対して、ベビーシッター複数名の体制を組み、ローテーションで保育にあたります。
- ・季節に合わせた保育を行います。
- ・お子さんの体調や気候を見ながら、外出が可能な場合には戸外で遊びます。

利用対象者

- ・認可保育園等の入園申込みをし、2園以上（生後3か月未満の方は57日園を2園以上）希望したが、内定とならなかった方

※以下の方は利用対象とはなりません。

- ・3歳児クラス以上の方
- ・障害や疾病があるお子さん、発育・発達に心配があるお子さんについては、利用が出来ない場合があります。

保育時間

短時間認定	9：00～17：00（最大8時間）
標準時間認定	7：15～18：15（最大11時間）
延長保育	20：15まで（※1）
延長保育対象月齢	生後57日を過ぎた日の翌月1日から
利用できない日	日曜・祝日・年末年始（12月29日から1月3日）（※2）

※1 延長保育をご利用の場合、事前に各事業者への申請が必要になります。

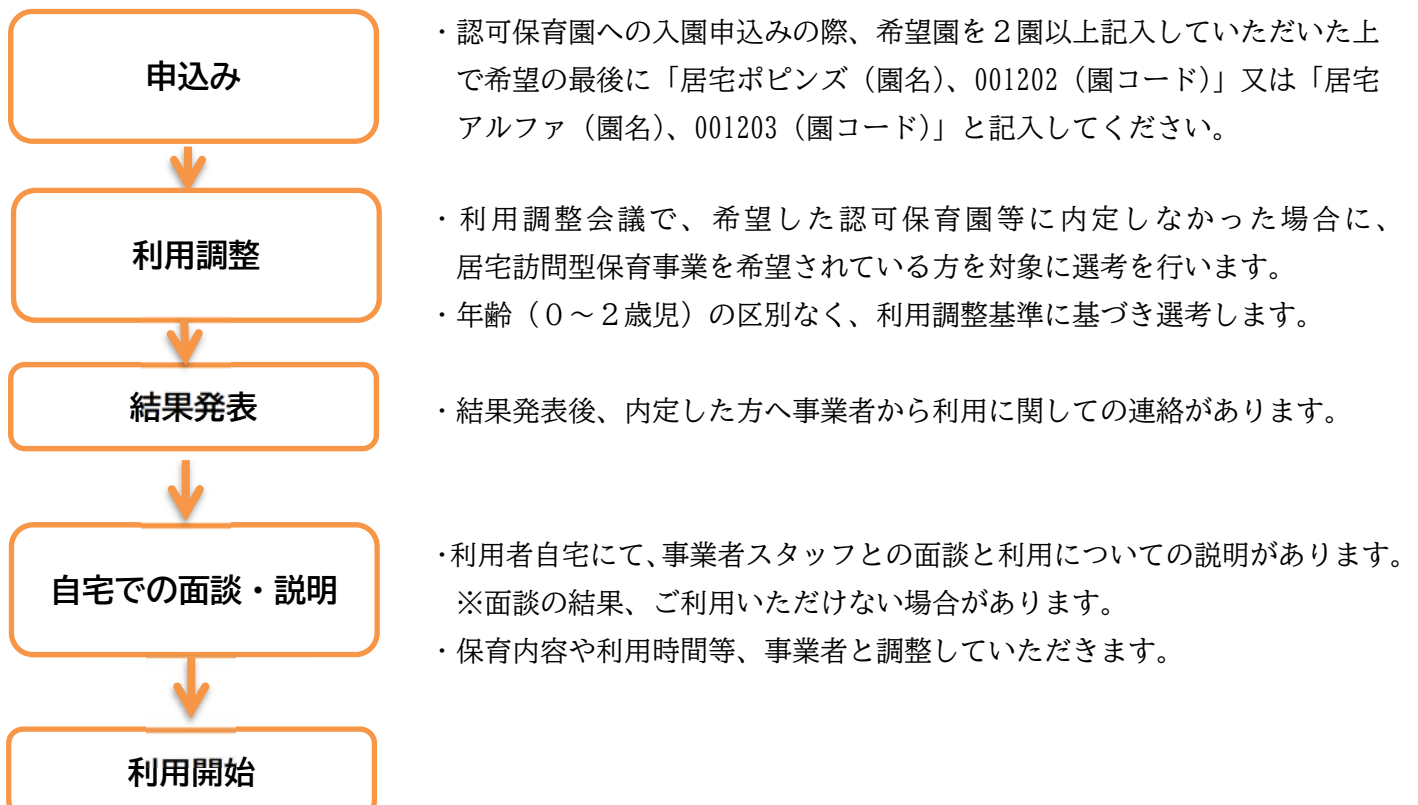
※2 お子さんとベビーシッターの1対1の保育が可能な環境が確保されていることが必要です。

※3 居宅内就労、障害、疾病等、在宅で保育の認定がある場合を除き、保護者が在宅している場合は保育を行いません。仕事等から帰宅された時点で保育は終了となります。保護者が体調不良のためご在宅の場合も、保育はできません。

利用者負担額（保育料）

- ・基本保育料は、認可保育園の保育料と同額です（保育園入園のご案内28～31ページ参照）。
- ・延長保育料は、直接事業者にお問い合わせください。（月に10回以上延長保育をご利用の場合、11回目以降は無料となります。）

利用までの流れ



よくあるご質問

Q1：希望園を2園以上決める際に、港区保育室を対象に含めることは可能ですか。

A1：可能です。「港区内認可保育園等一覧」に掲載されている施設であれば対象となります。

Q2：利用開始前に、認可保育園と同じように健康診断等を受ける必要はありますか。

A2：原則ありません。

Q3：翌月の利用時間や延長保育の申請等はいつまでにすれば良いですか。

A3：前月10日から末日までに事業者へ変更の旨を申請する必要があります。詳しくは事業者へお尋ねください。また、保育の利用要件が満たされない時間帯はご利用いただけません。

Q4：「ベビーシッター複数名の体制で保育にあたる」とありますが、ベビーシッターの指名は可能ですか。

A4：ベビーシッターの選定は事業者に一任されますので、不可です。

ご意見等ある場合は各事業者までご相談ください。1日につき2~3名以上のベビーシッターがいらしていただく場合があります。

Q5：保育の開始、終了時の場所を指定することは可能ですか。(自宅で預け始め、引き渡しの際は自宅の最寄り駅で行う等)

A5：保育の開始、終了については保護者のご自宅以外の場所ではお引き受けできません。

また、引き渡しは保護者、または保護者からあらかじめ指定された成人以上の方に限ります。

Q6：給食やおやつは用意してもらえますか。

A6：食事やおやつ、飲み物は保護者にあらかじめご準備していただきます。

また、簡単な温めを除き、お子さんの食事の調理は安全管理上お断りさせていただいております。

Q7：家事やペットの世話を保育と同時にしてもらうことは可能ですか。

A7：お子さんの保育以外の家事や入浴介助等を承ることはできません。

また、ペットがいる環境での保育は可能ですが、事前に必ず申請いただき、保育時間内はケージ内で飼育をお願いします。ペットの世話を承ることもできません。

Q8：居宅訪問型保育事業を利用しながら、病児・病後児保育室を利用することは可能ですか。

A8：可能です。ご利用のためには事前の申請が必要になります。詳しくは港区公式ホームページにて、「病児・病後児保育室」のページをご確認ください。

Q9：戸締りについてはどうなりますか。

A9：原則として、自宅のカギをベビーシッターに預けていただきます。

Q10：兄弟同時申請の場合の条件設定で「同時同園入所以外不可」を選択することはできますか。

A10：本事業は認可保育園に入園することができなかったお子さんを対象としています。希望園に「待機児童向け居宅訪問型保育事業」を含めている場合、「同時同園以外入所不可」を選択することはできません。

利用後の手続きについて

1 利用を取りやめる場合

利用を取りやめる場合は、認可保育園等と同様に退（休）園届をお住まいの地区の総合支所区民課保健福祉係まで提出してください。また、利用している事業者にも必ず連絡をしてください。

内容	提出書類	提出期限
利用を取りやめる 【例】 インターナショナルスクール等に入園する、退職等により家庭でお子さんを保育できるようになった場合等	退（休）園届 <small>（港区公式ホームページからダウンロード可能）</small>	利用の取りやめを決定次第。 <u>利用を取りやめる月の前月</u> <u>25日までに区に提出。</u> <u>合わせて事業者にも必ず連絡してください</u>
利用を停止する（※1） 【例】 お子さんの病気や怪我で月の初めから1か月以上休む等（※2）（※3）	退（休）園届（※2） <small>（港区公式ホームページからダウンロード可能）</small>	休園する月の前月末日まで

※1 サービスの停止は、認可保育園等の休園と同等の取り扱いとなります。

※2 3か月を超えての停止はできません。

※3 病気や怪我を理由に1か月以上休む場合は、診断書等も提出が必要になります。

2 待機児童向け居宅訪問型保育事業から認可保育園等に転園したい場合

認可保育園、認定こども園、港区保育室及び小規模保育事業所、に転園を希望される場合は、**転園申込書**をお住まいの地区の総合支所区民課保健福祉係まで提出してください。

転園申込みされる際の注意事項	提出書類
<ul style="list-style-type: none"> ・ 転園希望月の申込締切日までに申請してください。 ・ 事業利用中に提出されている書類の内容によっては、追加で書類の提出を求められることがあります。 ・ 転園申込みは、申込みをした年度の3月入園分まで有効です。 ・ 翌年度も引き続き転園を希望する場合は、再度申込みが必要です。 ・ 転園が内定した場合、内定を辞退し利用を継続することはできません。（入園前の面接・健康診断を転園の内定した月の前月末までに受けられない場合、本事業は利用終了となります） 	転園申込書 <small>（港区公式ホームページからダウンロード可能）</small>

お問い合わせ先について

保育の内容についてのご質問は、下記までお問い合わせください。

事業者名	電話番号（フリーダイヤル）
株式会社ポピンズファミリーケア	0120-272-100
株式会社アルファコーポレーション	0120-086-720

提出書類など、申請についてのご質問はお住まいの地区の総合支所区民課保健福祉係までお問い合わせください。

総合支所名	電話番号	FAX 番号
芝地区総合支所	3578-3161	3578-3183
麻布地区総合支所	5114-8822	3583-0892
赤坂地区総合支所	5413-7276	3402-8192
高輪地区総合支所	5421-7085	5421-7613
芝浦港南地区総合支所	6400-0022	5445-4590